

令和6年度監査計画

須賀川市監査基準第13条の規定に基づき、令和6年度監査等の実施方針及び年間監査計画を次のとおり定める。

1 実施方針

- (1) 行財政運営について、「最少の経費で最大の効果を挙げているか」といった経済性、効率性、有効性の観点から、事務の管理及び執行等が規定等に適合し、かつ合理化に努めているかに重点を置いた監査を行う。
- (2) 指摘事項等に対する措置対応状況の確認はもとより、再発防止の組織的な取組み状況を確認し、行財政運営の改善につながる監査の実施を目指す。

2 年間監査計画（監査等の種類）

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、別紙監査計画表により部局単位とし、4グループに分け、隔年ごと2グループに実施する。
監査対象は、C、Dグループ（令和5年度執行分）とする。
- (2) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算書等について、計数が適正なものか確認し、分析するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付すものとする。
- (3) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその目的に沿って、適正かつ効率的に行われているか審査する。
- (4) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条第1項）

一般会計等の健全化判断比率及び水道事業会計等の資金不足比率が基礎となる書類に基づき、適正に算定されているか審査する。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等の事務の執行及び所管課の当該団体に対する指導監督について、対象団体を選定して監査する。

(6) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

毎月の現金出納について、計数が適正なものか及び出納事務が適正に行われているか検査する。

(7) その他の監査

(1) から (6) に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求や要求があったとき又は監査委員が、必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

3 実施予定時期

監査等の実施予定時期は、別紙監査計画表のとおりとする。

4 監査等の実施体制

監査委員 2 人が担当し、職員 3 人が補助する。